





りますが、このような電力業界の態度では、原電力発電について国民の理解と納得を得ることはできないと思うのであります、あわせて所見を承りたいと存じます。

さらに、通産当局は終始一貫、運転中の原子炉は停止する必要はないと強調されてきたのであります、が、加圧水型でただ一つ運転の大飯発電炉を停止することは協力されたが、その反面、四年度の電力施設計画では、六十年度までの電力を需給見通しと電源開発をまとめ、五十四、五十五年度の二年間に十カ所、計千四百九十万キロワットの開発を目標とすることが示されているが、このような考えは、経済優先、エネルギー充足といった面だけが先走りしており、国民の合意を得ることはできないと思うが、通産大臣はどうお考えになっているか、御見解をお尋ねする次第であります。

第五は、原子力安全委員会の姿勢についてであります。三月三十日にいち早く原子力安全委員会の委員長談話の形式をもまして、「わが国原子力発電所ではこの種の事故はほとんどあり得ない」と述べたのであります。が、四月十四日大飯原発の停止でその談話は否定されたと言つてもよいのであります。しかも、四月十三日、金子科学技術府長官は、「その後日本の加圧水型炉にも問題が指摘されるなど情勢が変わってきており、談話の内容も変わらなければならなくなつた」と述べ、原子力行政について大きな打撃になつたことを認め、今後は慎重に原子力行政を進める必要があると語っているのであります。原因が明らかにならないうつて、重要な任務を持つ原子力安全委員会の姿勢について疑問を持たざるを得ないのであります。第六は、防災対策の整備についてであります。

本件事故を契機に、原発所在県市町村において、国が原因を究明するまで原子炉の停止を初め建設の中止など、幾多の要請が出されております。この中で、特に災害時の避難などを盛り込んだ地域防災計画について、国の指針を早く出すべきだと防災対策について強い要望が繰り返されています。現状は、主として大規模地震など自然災害に備えた災害対策基本法によってつくられた地域防災計画のみで、原子力災害を想定せず、そのため、原子力災害のための国・防災計画はつくられていません。また、地域防災計画も、県レベルではなくのみならず、市町村段階ではいまだ一応の策定はあるものの、市町村段階ではいまだ計画すらつくられていないのです。石油コンビナート火災でも各省庁間の協力が強調されたことからかんがみても、原発所在県市町村の要請に対し自治大臣はどう対処なさるのか、その御見解をお尋ねする次第であります。

第七は、情報交換機関を創設したらどうかとお尋ねする次第であります。

わが国は、フランスや米国と、原子力発電所の故障や事故が発生した場合正確な情報を相互に連絡し合う取り決めを結んでいますが、米原子力規制委員会の情報は新聞やテレビで報道された程度のものであつて、原子力安全委員会、通産省並びに科学技術府の対応に適確性を欠くきらいがあるのではないか。したがって、二国間だけのものではないだろうか。したがって、二国間だけなく、先進国間で原子力発電所の事故が発生した場合の情報連絡体制の確立を図るべきではないかと思うのであります。ラムスドルフ西独経相は、さきに来日した折、「事故を防ぐためできるだけ早く原子力安全基準に関する国際協定をつくることが必要である」と述べ、六月の東京サミットで討議を要請したと語っているのであります。第八は、原子力損害の賠償についてであります。

提案された改正案は、一般的事故による原子力損害の民間責任保険契約の保険金の支払いを百億円に増額する内容となつてゐるのですが、スリーマイル原子力発電所の半径三十二キロ以内の財産等の価値は五十億ドル、約一兆円を超す補償については必要あれば政府が補償する仕組みにと言われており、観念的には、万一週辺に被害が及ぼされただけの金額が補償の対象となるわけではありません。これに比較をすれば、百億円を超す補償については必要あれば政府が補償する仕組みになつているとはいえ、いかにも低いと言わざるをえました。電力会社の責任額と賠償との対応から、賠償すべきものを限定したり、額を少額に見積もる可能性なしとしないのではないかと思われる所以あります。必要があると認めるときは、このため当該電力会社の経営内部にまで立ち入ることになるのではないかと思われるが、科学技術府長官の御見解を承り、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 森下さんの最初の御質問は、アメリカの原子力発電所の事故の原因及び状況にかんがみまして、わが国の原子力開発計画を見直す必要があると思うがどうかという御質問でございました。わが国といいたしましては、将来エネルギーの安定的な確保を図つてまいらないければなりませんで、そのためには信頼性ののける原子力の開発計画を進めることが大事であると考えております。その意味におきまして、今回不幸にして起こりました米国の原子力発電所の事故につきましては、その原因及び状況を十分究明いたしまして、今後の安全施策に生かしてまいらなければならぬと考えております。そのため、いまわれわれが持っております原子力研究開発利用長期計画というものがございますが、これは、森下さんも御案内のように、平和利用、安全確保、自主開発という諸原則のもとで推進いたしておるものでございますが、今後、内外の情勢の変化、それからもちろんの施策の進展を十分踏まえて、これに適時適切な修正を加えつつ安全の確保に努めたと思います。

それから第二の、原子力安全委員会の対応につきましての御質問でございました。三月三十日に、原子力安全委員会がアメリカの事故の報告に接して、外務省等を通じて得ました情報に基づきまして、委員長談話の形で、わが国原子力発電所の実態を踏まえて点検及び事故の究明をし、今回の事故の教訓をわが国の安全確保に反映する意向を表明いたしましたことは時宜を得た適切な措置であったと考えております。

原子力安全委員会は、四月十四日、御指摘のように、加圧器水位計の問題に因し委員長談話を発表して、この方針に沿つて大飯原発の停止措置がとられておるのであります。この経緯は四月十四日の委員長談話にも述べられておるとおりのものでございまして、さきに示された見解を否定するものではないことは明らかであると私は考えております。私は、原子力安全委員会が今後引き続ぎわが国の原子力施設の安全確保のために真剣に取り組んでまいることを期待いたしております。それから第三の御質問は、国際情報体制についての御質問でございました。御指摘のよう、二国間だけではなくて、先進各国が原子力発電所事故が発生した場合の情報連絡体制を確立するということが必要であることは御趣旨のとおりでございまして、全く同意でございます。現在、外国及び国際機関から情報連絡体制の確立等について種々の提案がなされておりますけれども、これを踏まえまして、原子力発電所の安全確保のための国際会議の開催につきましては、関係国と協議しつつ、先般来日いたしましたラムスドルフ西独経相が提唱いたしておられます。が、わが国といいたしましては、すでに国際原子力発電の安全基準につきまして、国際原子力機関においてわが国も参加いたしまして、一九七五年から

その策定作業が進められておりますことは森下さんも御案内のとおりでございまして、こういう努力を精力的に進めて御期待にこたえたいと思います。(拍手)

國務大臣金子岩三君登壇 拍手

○國務大臣(金子培三君) 第一に、原子力発電所の安全性に関する問題についてござります。今回の米国原子力発電所の事故につきましては、これが加圧水型炉の安全性を考える上で重要な意味を持つものと受けとめております。本件に関するこれまでの原子力安全委員会の取り組み方につきましては、たゞいま総理よりお答えがあつたとおりであります。政府といたしましては、今後とも原子力安全委員会の意見を十分に尊重して、わが国の原子力の安全確保になお一層万全を期してまいりたい所存でございます。

第二に、沸騰水型原子炉の停止によっては、原子力安全委員会として、今までのところ停止を求めることが要するような問題はないとい

う考え方でありますので、政府としてはその半面に従つてはいるところであります。

原子力損害賠償法の規定に基づきまして、力会社等の原子力事業者は、万一原子力損害が発生した際、無過失の賠償責任を負い、かつ、この賠償責任は無限となつてゐるのであります。一方、同法は、被害者への賠償の限りで右の骨董

一方、同法は、被患者の賠償の履行を円滑化をめざすため、原子力事業者に対し、一定の金額を支給する。では民間保険会社と責任保険契約を結ぶ等のいわゆる賠償措置を義務づけておりまして、この賠償措置の金額を現行の六十億円から百億円に引き上げることが今回の法改正の主要な眼目の一つであります。ただ、この賠償措置額は、賠償の履行の一応の担保という性格を有しているものであります。近年の物価動向、民間保険会社の引き受け能力等を勘案すれば、この百億円の金額は現状において妥当なものと考えています。また、仮に現実に

の損害額がこれを超えた場合も原子力事業者が賠償責任を免れるものではないことは当然であります。かつて、このような場合、政府が必要に応じて援助をすることが法律上明記されているのであります。このようなことから見て、被害者の保護を欠けるような事態が発生することはないものと確信いたします。

次に、電力会社等は、賠償措置額に制約があることから、賠償義務が発生しても被害者に対しては、賠償額を減らすことがあります。この問題につ

但し賠償額を強いるのではなく、との御懇意についてでございます。本法の精神は、ひとえに被害者保護に万全を期することにあるのであります。なま申し上げましたような賠償のための仕組みを活用し、公正かつ迅速な賠償が行われるように慮をしてまいりたいと考えております。

さるは 万一大きな災害が生じ 国の責任でござ  
億円を超す賠償に対する援助措置をとる必要が生  
じた場合は電力会社の経営内部にまで立ち入ること  
になるのではないかと御指摘でござります。こ  
のうなことを取扱う委員会が必要であるべきだ

は、現に発生した損害の規模、事故発生の態様、原子力事業者の資力等、損害発生の具体的な事実等に応じて判断することになると思われるのであつります。しかし、これらの調査のために手間取つて迅速な救済ができないようなことがあつてはならないのであります、このような場合にも被害者保護の精神に沿つて適切に対処してまいる所存でござります。(右手)

卷之三

連絡がおくれたのは一体どうしたことかといふところは、米国ウエスチングハウ  
ス社は四月七日——これは現地の時間であります——が、アメリカ国内の原子炉設置者に対しまし  
て、アーヴィング・ラムゼー所長より、この件についての緊急の連絡がなされました。

で、ECCSSの作動に関する運転マニアルを複数見つけることができる。

電の更することにござりて、現地の関係者に電話で報告をしてきたというふうに聞いております。関西電力を対しましては、ウエスチングハウス社の東京事務所を通じて、四月の十一日——これは日本の時間でござります。ナンバーで車両が走らせて

申子いがおられたことはまことに遺憾だというふうに考えます。

そこで、私は、十五日ご同社のト木士長と面談し、さうか△度の△△沿西電力から△省の送給がおられたことはまことに遺憾だというふうに考えます。

いたしまして、安全問題の認識をさらに徹底する  
ように厳重に注意喚起をしたところであります。  
会社側も、この種の問題について非常に反省を  
しております。大体部長級に連絡があるという  
ことは困ると。したがって、自今はこの種の連絡  
は直接社長あてにてくれるようなどいふことを関係  
者、先方に連絡するとともに、社長直轄として今  
後対策をしていくことと、各社ともこれこ

立のほばの西果てのびうにたいこういうことを言つておるところであります。

第四点の、今後の原子力発電計画をどうするかという点については、総理からお答えがあつたとおりであります。が、私どもも、安全確保を最優先とするという考え方を一層強く推し進めますとともに、今回の事故原因等を的確に把握して、まことに、アカーテー大統領も正確に世界に公表する、こう

言つておりますので、その実情を国民に正しく公表をするとともに、十分な国民的理解と協力を得るよう努めてまいりたいと考えております。

(拍手)

〔國務大臣 滝谷直蔵君登壇、拍手〕

○國務大臣(滝谷直蔵君) 原発所在の県市町村から地域防災計画に対する国の指針を早く出すよう要請がなされましたが、これに対しても対処するのかという御質問でござります。原子力災害に係る防災対策特有の専門的、技術的な事項につきましては、今回の米国の経験を参考にして、現在関係各省庁で鋭意検討を進めております。この結果を踏まえまして、できるだけ早く関係地方公共団体に対して地域防災計画の見直しを指導してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(安井謙君)

これにて質疑は終了いたしました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、元号法案について、提出者の趣旨説明を求めました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。三原國務大臣。

〔國務大臣三原朝雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(三原朝雄君) 元号法案について、その趣旨を御説明いたします。

元号は、国民の日常生活において長年使用されて広く国民の間に定着しており、かつ、大半の国民がその存続を希望しておりますので、政府といたしましては、元号を将来とも存続させるべきであると考えております。

しかしながら、元号制度については、旧皇室典範及び登極令が廃止されて以来法的根拠はなくなり、現在の昭和は事実たる慣習として使われている状態であります。

したがつて、元号を制度として明確で安定した

ものとするため、その根拠を法律で明確に規定する必要があると考えます。

今回御提案いたしております法律案も、このよ

うな趣旨によるものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたしま

す。

第一項は、元号は政令で定めることとしており

ます。

次に、第二項は、その元号は、皇位の繼承があつた場合に限つてこれを改めることとしております。

附則の第一項は、この法律の施行期日につい

て、公布の日から施行することとしております。

附則の第二項は、現在の昭和は本則第一項の規定に基づき定められたものとすることとしております。

以上が元号法案の趣旨説明でござります。(拍手)

○議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

野田哲君。

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました元号法案について、総理並びに関係大臣に対し次の数点について質問いたしました。

まず、総理、あなたは、皇位の継承によって年月日の表示方法が変更されるというアナクロニズムに満ちた一世一元制度について、現行憲法との関係において基本的にどのような認識を持つておられますか。

年月日の表示に支配者の名を冠して人民に使用を強制する制度がとられたのは、古代中国の前漢・武帝の時代と言われており、その思想の根幹をなすものは、権力者が領土を支配し、人民を支配し、あわせて時間の経過をも支配するという絶対主義的思想のあらわれであり、人民は元号を使

用することによって権力者に服従の意をあらわす、支配者と被支配者の関係の中でできた制度だと言われています。

明治憲法に基づく旧皇室典範で規定された一世一元制はまさにこの思想を受け継いだものであり、旧皇室典範が当時の国会の議決を必要とした超法律的制度であったことからして、これに規定された一世一元制は、統治者の権威の保持の手段として国民とは無縁に制度化されたものであります。この思想は、現行憲法の制定によつてすでに葬り去られ、一世一元制は、制度としては過去の遺物となっていることは明確な事実であります。

以上が元号法案の趣旨説明でござります。(拍手)

○議長(安井謙君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

野田哲君。

〔野田哲君登壇、拍手〕

○野田哲君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました元号法案について、総理並びに関係大臣に対し次の数点について質問いたしました。

まず、総理、あなたは、皇位の継承によって年

月日の表示方法が変更されるというアナクロニズムに満ちた一世一元制度について、現行憲法との関係において基本的にどのような認識を持つておられますか。

年月日の表示に支配者の名を冠して人民に使用を強制する制度がとられたのは、古代中国の前

漢・武帝の時代と言われており、その思想の根幹をなすものは、権力者が領土を支配し、人民を支配し、あわせて時間の経過をも支配するという絶対主義の

思想であることを基本とした現憲法の理念に大きく逆行するものと言わなければなりません。この点について、法律解釈論に矮小化するのではなくて、憲法の理念、民主主義の理念としての総理の認識を、ます同様のものであります。

第二に、元号制度と天皇の追号との関係について、総理並びに総務長官の見解を伺います。

旧憲法に基づく皇室典範によって一世一元制が設けられて以来、明治、大正と、元号は天皇の追号と密接不可分のものとなっています。今回制定

しようとする元号は天皇の追号などのような関係を持つものであるのか、以下、次の点について、その見解を求めるものであります。

まず、天皇の追号の決定手続を定めていた大正

はすでに廃止されているが、今後天皇の追号はどういう手続によつて決定されるのか、また、追

号の決定は私的行為であるのか、あるいは従来の例によつて政府の行政行為としてなされるものであるのか。次に、現在制定しようとしている元号

法に基づく元号と今後の天皇の追号とは明確に分離されるものであるのか、あるいは従前の例にならって元号がそのまま追号として決定されるのかどうか。以上の点について政府の見解を求めるものであります。

第三に、この元号法に基づいて制定された元号の國民に対する拘束力について伺います。

政府見解によると、この法案には元号の使用を義務づける規定はないが、國の機関が元号を使用することを予定し、地方公共団体においても国と

歩調を合わせて元号を使用することを期待する、國民に対する拘束力について伺います。

政務大臣、あなたは、現在、國民が戸籍法に基

づく出生、婚姻、死亡等の届け出を行つて際して西暦を主張し元号の使用を拒んだ場合、素直にこれが受理されないと認識されておられますか。

自治大臣、あなたは、現在、市町村において、戸籍法に基づく各種届け出や住民登録、印鑑登録等

がどのように処理されているか、その実態を承知されておられますか。元号が法律的根拠を失つて

いる現在においてさえも、事務の統一的処理といふ名目と、明治、大正、昭和を既定の事実として印刷した用紙や記載例によって、事実上その使用を強制されているのが現状の姿であります。もし、元号の使用を強制しない、國民に元号の使用を義務づけないと明言されるのであれば、國民が

公的機関に提出するすべての届け出用紙や記載例の様式から明治、大正、昭和の文字を抹消し、ど

のように年月日の表示を行うかは國民の自主的判断にゆだねるべきであると考えますが、そのよう

十五年十月二十一日付皇室令第十一号皇室喪儀令

次に、総理の政治姿勢と元号法の関係について、  
治大臣、総務長官、それぞれにその見解を伺う  
のであります。

元号法案が誘発した危険な風潮は、右翼集団の行動だけにとどまらず、公的機関の行動にまで及んでいることを指摘し、重ねて総理の見解を求みたいと思います。

去る二月十一日、宮城県民会館において開催された建国記念日奉祝宮城原民大会と称する集会は、自主憲法の制定、一世一元の法制化実現を目指してローガンに掲げ、大会決議としても同様の趣旨を採択しています。この集会に、陸上自衛隊東北方面總監柏葉陸将が参加し、あわせて陸上自衛隊東北

北方面音楽隊がこの集会に協賛して参加している事実があります。このような、現行憲法を否定し、元号法の実現を図るうとする特定の政治目的を持つた集会に自衛隊の高級幹部や音楽隊が参加するという行為が容認されていいのでしょうか。このような行為が公然と行われることにこそ、今回の憲法理念に逆行する元号法案提出という政府の政治姿勢が自衛隊にまで投影して、絶対越えてはならない枠を踏み越える行為に走らしていると指摘をしなければなりません。自衛隊の最高指揮官である総理は、このような自衛隊の行動にどのようない見解を持たれるのか、明確な答弁を求めます。次に、元号法の制定が今後の教育に及ぼす影響について伺います。

総理府や各種報道機関の調査によって明らかなことは、若い世代ほど西暦使用の比率が高く、法制化に批判的な傾向が強いという事実であります。昭和の後はどうするかという問題は、まさに若い世代の選択にゆだねるべき課題であって、「明治三十八歳」などという言葉がまかり通る世代の郷愁によって選択されるべき課題ではないのです。この若い世代の意向は、世界の中の一員という立場に立った学校教育の成果であり、年々拡大しつつある国際交流の反映、そして西暦使用が日常生活の中で定着しつつあることを明瞭に物語っているのです。皇位の継承と年月日の表示とは無縁のものであるという意識のあらわれであります。元号法の制定は、これから日本の主人公となるこの若い世代の意向を法律という公権力によってねじ曲げ、時代に逆行させようとする行為にはなりません。

特に、現在の若い世代の意識構造を形成した教育に対する影響について、次の点で文部大臣の見解を求めるものであります。

まず、天皇がかわれば年月日の呼び方も変わるということの理由、根柢を、現行憲法の精神のもとで教師はどのように科学的、合理的に青少年に教育の場で説明することができるのですか。

次に 教科書の取り扱いについて伺います。現在使用されている教科書が、世界史が西暦で表示されているのは当然であります。しかし、日本史についても、世界の歴史の進行の中で時を同じくしてどのような歴史が形成されてきたかという観点から、西暦が表示の主体となつていることはきわめて合理的かつ正当であると考えます。しかし、元号法がもし制定された場合、教科書などの検定において現行の西暦による表示に変更を及ぼすような措置がとられるのではないか、この点について文部大臣の見解を伺うものであります。

次に、明治以降の数十年の時期において天皇が統治の擔當者として存在したときと異なり、現在では、天皇の皇位の継承は国民の生活には何らの影響、変化をもたらさない制度となつていています。しかし、元号法の制定によって、皇位の継承の都度教育現場や教科書、教材等に変化が生じることとは、新たな混乱と不合理感を生み出すことになります。元号制度がもたらすこのような教育現場への影響について、文部大臣はどのように見解を持っておられるか、その見解を伺うものであります。

最後に、總理、あなたが眞に信頼と合意の政治を開拓されようとするのであれば、そして、世界の中の日本として国際社会を歩もうと考えられるのであれば、この法案の審議を凍結して、広く国民の合意を求めるための最善の方途について各党と協議を行なうべきではないでしょうか。与党の總裁である總理は、そのリーダーシップをとる用意があるかどうか、その見解を最後に伺つて、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 野田さんの最初の御質問は、元号法案と憲法との関係でございました。現行憲法は象徴天皇制を採用いたしております。元号の存続期間とこの象徴天皇の在位期間を関連させることには、何ら私は憲法上の問題はないものと考えております。

それから第二に、私的政治勢力と法制化との関連についてのお尋ねでございました。この今回御提案申し上げておりまする法案は、先ほど三原大臣から御説明がありましたとおり、国民の間に元号制度が定着しておる。多くの国民がその存続を希望いたしております。市町村あるいは府県等におきましてもそういう決議がなされておるわけでござります。ただ、改元の手続がございませんので、これを法定化しようとする、そういう事實を踏まえて、そういう希望にこたえて法制化しようとするとものでございまして、国民の理解を得られるものではないかと私は考えております。

それから第三の御質問は、建国記念日に自衛官が出席したということは問題でないかという御指摘でございますが、建国記念日は國の祝日でござりますので、それに自衛官が出てまいることそれ自体は、別段問題にすべきものは考へておりません。

それから、この元号法案と特定の政治勢力との関連についてのお尋ねでございますけれども、先ほど申しましたように、改元の手続を決めようという、イデオロギーとかかわりのない法案でございますので、そういう意味で御理解をいただきたいと思うでございまして、最後に、凍結してゆつくり審議するつもりはないかということでございますが、私どももいたしましては、そういう改元の手続を法制化させていただきたいという非常に謙虚な提案でござりますので、御審議の上、できるだけ早く成立をさしていただきたいと念願しております。(拍手)

〔國務大臣三原朝雄君登壇、拍手〕

ありません。制度的に見てまいりますと、旧制度におきましても、元号については御指摘のように登極令でございます。そうして追号につきましては、皇室儀令に規定されておるわけでございまして、二つは、そういう意味におきましては制度的には関係ございません。

次に、本法案が制定された後において、公の機関の手続あるいは届け出等において強制的な措置がとられるのではないか、現在でもそういうのが見られるがという御指摘でございました。御承知のように、私ども、本法案が制定されれば、公的な機関の手続なりあるいは届け出等に対しましては、行政の統一的な事務処理上ひとつ元号でお届けを願いたいという協力方はお願いいたします。しかし、たって自分は西暦でいいたいという方につきましては、今日までと同様に併用で、自由な立場で届け出を願ってもこれを受理すると、そういう考え方でおるわけでございます。(拍手)

○國務大臣古井喜實君登壇、拍手)

○國務大臣(古井喜實君) 法務に関する部分についてお答えを申し上げます。

従来、戸籍などの諸届けの用紙に、不動文字で「昭和」と、こういうことを刷り込んでおることは事実でございます。これは申請者に便宜を与える、便宜を図るというだけの趣旨のものでございまして、強制するとか拘束するとかいう趣旨ではないといいます。新しい元号法が施行されるといつてしまして、その場合、この辺につきましては誤解が起らぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたいと思っております。(拍手)

○國務大臣(藤谷直蔵君登壇、拍手)

○國務大臣(古井喜實君) 私に対する質問は二問ございますが、一つは、ただいま法務大臣からも御答弁がありましたように、市町村における戸籍上の届け出、住民登録、印鑑登録など、現在法的根拠がないにもかかわらず強制しておるのではな

いかと、こういう御質問でございます。現在の住民基本台帳、それから印鑑登録のそれらの様式は、いずれもこれは市町村が自主的な判断で定められておりますけれども、これはもう御承知のように、從来からの慣行によって行われ、協力を求めておる、強制するというものでないことは言うまでもございません。このことによって別に不都合なことは生じておらないと考えております。

次に、元号法制化に関連して、最近特に、国会議員や国会に出席した参考人あるいは大学の学者のことで自体には問題がないのではないかという御

グループなどに対する暴力行為やいやがらせが行なわれておるが、こうした右翼の行動に対してどのように対処するのかと、こういう御質問でございまして、このようなことにつきましては、警察において厳正な立場でそれが必要な搜査を行っております。いざれにいたしましても、法治国において暴力などによって自己の主張を通そうとすることは断じて容認されないとこでございまして、今後ともこの種事案が起らぬよう万全の施策を講ずるとともに、違法行為にわたるものに対しては厳正な取り締まりを行つてまいり所存であります。(拍手)

○國務大臣内藤善三郎君登壇、拍手)

○國務大臣(内藤善三郎君) 豊田議員の御質問にお答え申し上げます。

小中高等学校の学習指導要領においては、元号の取り扱いについて直接触れてはいませんが、学校における実際の指導では、元号が歴史的事実として定着しているということであり、たとえばこれまで、強制するとか拘束するとかいう趣旨ではないといいます。新しい元号法が施行されるといつてしまして、その辺につきましては誤解が起らぬように、強制する、拘束するものではないという趣旨を十分徹底して、行き違いがないようにいたしたいと思っております。(拍手)

○國務大臣(藤谷直蔵君登壇、拍手)

○國務大臣(古井喜實君) 私に対する質問は二問ございますが、一つは、ただいま法務大臣からも御答弁がありましたように、市町村における戸籍上の届け出、住民登録、印鑑登録など、現在法的根拠がないにもかかわらず強制しておるのではな

いとも、從来から、年代の表示については、教科書検定における元号の取り扱いについても、從来から、年代の表示については、教科

の目標、内容等に照らし、適切な方法がとられるよう指導しているところであります。元号法の制定後においてもこの取り扱いを変更することは考えておりません。

どうぞよろしくお願ひします。(拍手)

○議長(安井謙君) 答弁の補足があります。大平内閣総理大臣。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 先ほど建国祭の祝日の祝いに自衛官が参加したことにつきまして、そのこと自体には問題がないのではないかという御質問は、さらにはその大会が特定の政治的な目的を持っておったものであると、そういうところでは、元号を用いるというように、自然のうちに調和させうまく使い分けています。さらに、現在、法的根柢のない事実たる慣習として物事を考えるときや国際社会に対応するときは西暦を使用し、自分の年齢など身近な生活の場合には元号を用いるというように、自然のうちに調和させうまく使い分けています。さ

うのが大方の国民世論であるということを、まず認識しておく必要があります。

実際、元号の問題は、国民の感情とともに、生

活上の利便と密接な関係を持っていて、長期的に

物事を考えるときや国際社会に対応するときは西

暦を使用し、自分の年齢など身近な生活の場合には元号を用いるというように、自然のうちに調和させうまく使い分けています。さ

らに、現在、法的根柢のない事実たる慣習として

物事を考えるときや国際社会に対応するときは西

暦を使用し、自分の年齢など身近な生活の場合には元号を用いるというように、自然のうちに

## 報 (号外)

四

あります。明治元年の改元詔書、行政官布告によつて一世一元が確立され、明治政府は、さらに明治憲法と皇室典範の中でこれを法制化し、続いて登極令にも盛り込んだのであります。この明治憲法において、天皇は、「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という理念のもとに、国家の主権者として位置づけられ、統治権を認められていたわけであります。この明治憲法と現憲法における天皇制の相違は明らかであります。天皇一代に一つの元号を定めた今回の元号法案が主権在民の現憲法に触れることはないのか、また、天皇元首化への道を開く可能性はないのか、この点について總理はどうのうに考えておられるのか、お伺いをいたします。

第二点目は、元号を法制化した理由についてお伺いをいたします。

先ほど示しました世論調査でもわかるように、元号は存続した方がよいが法制化するほどのことはないと考えている人が多いということを政府としてはどう見るか。その一方で、存続を安定するためにはどうするか。また、政府は当初、内閣告示などの方法をとると言明した時期もあつたわけあります。ですが、その時期には、「元号存続の方法として、一方的な内閣告示よりも国会で審議する法制化を考える方がよい」という意見もあったわけあります。政府としては、今回なぜ存続のための法制化を必要とするようになったのか、その理由を明確に答弁していただきたい。また、存続の方

法として内閣告示と法制化のほかに他に方法はないのか、お伺いをいたします。なお、内閣告示と法制化の違いによって国民にどのような影響があると判断をしているのか、お尋ねをいたします。

第三点の質問は、元号の選定についてであります。ですが、元号の選定は、元号の選定者として専門の学者、学識経験者を若干名依頼し、元号を官房、総務、法制局の三長官会議である程度選び、最終的には衆参両院正副議長にも諮るということです。さいますが、選定委員の人選についてどのような考え方を持っているのか。また、政府の考えている選定の方法においては国会の関与する余地は全くなく、このような方法では国民の納得を得ることにはできないとも思われますが、政府は何らかの方策で国会に諮る考えがあるのかどうか、お伺いをいたします。

元号の使用については十分な配慮がなされなければなりません。使用については、現状の慣習的使用を踏襲することを原則として、強制的使用をしないようすべきであります。また、西暦年号の使用及び元号と西暦年号の併用もまた、いままでどおり国民の望む方法で使用されるべきであると思いますが、まず、この点について政府に確認をしておきたいと思います。

摘要しておりますし、わが黨の主張を十分に考えて  
みるべきであるとの意見も出ております。この点  
について總理の御所見をお伺いをいたしまして、  
私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 今度の元号法案と憲法  
の関係についてでござりますが、現行憲法が主権  
在民を本旨としたておることは御指摘のとおり  
でございまして、その法制化は改元のルールを決  
めるものでござりますので、別段憲法上の問題は  
ないと考えております。

第一に、この法案によりまして天皇元首化の道を開くのではないかという御懸念でござりますけれども、そういう懸念が一部であるがどうだといふ御意見でございますが、現行憲法下の天皇的地位にいささかの変更を加えるものではないと考えております。何となれば、われわれの出しておる法案は改元の手続を決めるにすぎないものであるからでございます。

「さあ、ですが、先ほど申し上げましたように、改元の手続がどうにもございません、ルールがござ

いませんので、これを決める必要がございますが、その場合、内閣の告示等で決めるべきか、それとも国会でお決めいただくな、これはやはり、主権在民の立場から申しまして、国会で法律によつて根拠を決めていただく方が民主的であると考えたから法制化に踏み切つたわけでございま

元号の使用については十分な配慮がなされなければなりません。使用については、現状の慣習的使用を踏襲することを原則として、強制的使用をしないようにすべきであります。また、西暦年号の使用及び元号と西暦年号の併用もまた、いままでどおり国民の望む方法で使用されるべきであると思いますが、まず、この点について政府に確認をしておきたいと思います。

さらに、国民から提出される官公庁への届け出の年月日は、元号、西暦、どちらでも自由に受け付けるのが当然でありますが、政府はこの点をどのように考えておられるのか。なお、事務取り扱い窓口で元号使用の協力を国民に求めるといふことではございませんが、協力の程度についてはどのように考えておられるのか。次に、政府は、公務員について、元号が法制化された場合、上司から使用を命令された場合、職務上の命令に従わなければならぬとの見解を示したわけだとさしますが、それ以外に強制が及ぶ分野があるのかどうか、お答え願いたい。

最後に、改元の施行方式についてでございます。

わが党としては、国民生活の上からも、合理性から考へても、皇位継承のあつた翌年一月一日から改元する方が好ましいと主張してまいつたのであります。衆議院内閣委員会の参考人も、諒年方式について、同時に二つの元号が存在することが國民生活上不便をもたらす可能性があることを指

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕  
質問を終わります。(拍手)

す。

それから改元の方式、それから、これを決めるに当たりましての国会との関係をどうするか、政府部内の手続をどう考えるかというような御指摘がございましたが、これは総務長官からお答えをさしていただきます。（拍手）

〔國務大臣三原朝雄君登壇、拍手〕

○國務大臣（三原朝雄君） 私に数回の御質問がございましたが、改元の方式につきましては、もう總理から、法制化の方法と内閣告示の二つの道がありまして、法制化の道を選ぶに至った経過等につきましてお話をございましたので、私からは申し上げません。

次には、元号の選定の手続等についてお尋ねがございました。まず、元号選定委員会の人選等についてのお尋ねがございましたが、新元号名の選定に当たりましては、何人かの学識経験者の方にお願いをいたしたいという考え方でおわけござります。御指摘のように、人選に当たりましては、国民元号というような、私は、国民のための、また、よい元号を選ぶために慎重に配慮して、専門的な学者ばかりでなく、一般的な、文化の方でございまするとか、評論家でございますとか、学識経験者、そうした広い分野にわたつて人選を考えていいくべきであろう、そういう考え方でござります。

次には、選定の方法なり、委員会の構成をしてはどうかという御意見、また、国会に諮るべきでは

ないかという手続上のやはり御意見がございました。この点につきましては、いまそういう点について国会における審議の経過等から、検討をいたしました。

しておるところどころでござりますが、現時点におきましては、一般国務の方々に元号の使用を、繰り返して申すようで御意見を聞くかというような点につきましては、衆参の正副議長さんに御意見を拜聴するというようなことはいかがなものであらうかという考え方でおおることでございますが、なお、こうして御意見を聞くことによって、衆参の正副議長さんと御意見等を拜聴しながら最終的に詰めてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、公明党で御主張なさっております新元号を定める手続についての御意見でございましたが、国民のためによい元号を選ぶという観点に立つて、学識経験者にお願いをして新元号名の候補名を考えていたらしくいたしたいと考えております。御指摘のように、人選に当たりましては、公明党で御主張なさっております新元号を定める手続についての御意見でございましたが、国民のためによい元号を選ぶという観点に立つて、学識経験者にお願いをして新元号名の候補名を考えていたらしくいたしたいと考えております。御指摘のように、人選に当たりましては、公明党で御主張なさっております新元号を定める手續等につきましては、御意見等を拜聴しながら最終的に詰めてまいりたいと思っておるところでございます。

次に、公明党で御主張なさっております新元号を定める手續についての御意見でございましたが、国民のためによい元号を選ぶという観点に立つて、学識経験者にお願いをして新元号名の候補名を考えていたらしくいたしたいと考えております。御指摘のように、人選に当たりましては、公明党で御主張なさっております新元号を定める手續等につきましては、御意見等を拜聴しながら最終的に詰めてまいりたいと思っておるところでございます。

次には、それから内閣がああ訓令等を出した場合に、それが及ぶ範囲はどうであるかというよう

指摘でございますが、この点につきましても、事前にどの程度国民の方々あるいは国会に報告をす

るか、あるいは事後には経過全般について詳細に報告をすべきではなかろうかというような観点か

ら検討を進めてまいりておるところでございま

す。それから、官公署への届け出等について御指摘がございました。この点につきましては、一般国民の方々に元号の使用を、繰り返して申すようで御意見を聞くかというような点につきましては、衆参の正副議長さんに御意見を拜聴するとい

うようなことはいかがなものであらうかという考

え方でおおることでございますが、なお、こうし

た選定の方法、委員会の構成、また国会に対する

処置等につきましては、御意見等を拜聴しながら

最終的に詰めてまいりたいと思っておるところで

ございます。

以上が私に対します御質問の内容であったと思

います。（拍手）

○議長（安井謙君） 答弁の補足があります。三原

國務大臣。

〔國務大臣三原朝雄君登壇、拍手〕

○國務大臣（三原朝雄君） お答えをいたします。

手続上政令で定めるものは元号だけなのかどうかというようなお尋ねがございました。政令で定めていますのは、新元号の名称と、いつからその新しい名称に変わるかというその時期と、二点を政令で定めるわけでございます。その他は政令事項ではございません。

次に、論年問題のお尋ねがございました。この点につきましては、改元の時期について先ほど申しましたように、手続等を含めて、ただいま検討を進めておるわけでございますが、公明党の主張しておられます論年の問題、それから、これは御承知のように、継承の時期でございますとか、あるいは国民生活に及ぼす影響、国民感情あるい



ついて、総理並びに文部大臣に伺います。

元号法制定議論者たちは、教科書に「日本のことを書く場合には、やはり年号を先に書くべきだ」と公言しています。こうした動きに呼応して、文部省の教科書検定でも、修正意見の名による元号の使用強制が現実に行われています。したがって、元号が法制化された場合、その使用が強制されるおそれは十分にあります。それでもなお教科書での元号使用を絶対に強制するものでないと言明できるかどうか、はつきりお答えください。

最後に、私は、元号法制定と憲法との関連について見解をただします。

政府は、衆議院の委員会答弁を通じて、明治以降の一元の元号制度が天皇主権、天皇の統治と不可分の政治制度であること並びに現憲法のもとでは元号制度はなくなつたことをはつきり認めています。しかるに、本法案はその一世一元制を法律で制度化し強制するものであり、その点でまさしく戦前の元号制度の復活であると言わなければなりません。それは、戦後新皇室典範から元号の項が削除されたことや、一九四六年に準備された元号法案が当時準備中の憲法の国民主権の精神に反するとして断念された経過を見ても明らかです。ところが、政府は、元号の制定権者を天皇から内閣に変えるということなどをつて現憲法の基本的原則に逆行しないと言っていますけれども、これは全く論理をすりかえるものであります。

す。総理の責任ある答弁を求めます。

また、現在西暦の慣習化が広がり、そのことは国際化の状況とも合致するものであるのに、あえて元号だけを法制化して固定しようとするのは、まさに歴史に逆行するものではありませんか。総理の見解を伺います。

以上、私は元号法案をめぐるごく主要な問題について見解をただします。

政府は、衆議院の委員会答弁を通じて、明治以降の一元の元号制度が天皇主権、天皇の統治と不可分の政治制度であること並びに現憲法のもとでは元号制度はなくなつたことをはつきり認めています。しかるに、本法案はその一世一元制を法律で制度化し強制するものであり、その点でまさしく戦前の元号制度の復活であると言わなければなりません。それは、戦後新皇室典範から元号の項が削除されたことや、一九四六年に準備された元号法案が当時準備中の憲法の国民主権の精神に反するとして断念された経過を見ても明らかです。ところが、政府は、元号の制定権者を天皇から内閣に変えるということなどをつて現憲法の基本的原則に逆行しないと言っていますけれども、これは全く論理をすりかえるものであります。

たびたび申し上げておるとおりでございまして、さような懸念はないものと考えております。

それから第三の、この法制化については国民的合意がなければならない、十分な審議を尽くすべきではないかということござります。その意味におきまして御提案を申し上げ、慎重な審議をお願いいたします。

以上、私は元号法案をめぐるごく主要な問題について見解をただします。

しほって政府に質問いたしましたが、事柄は、大内閣の基本的な政治姿勢、それによつて引き起こされる現在及び将来の日本国民の生活と文化の根本にかかる重大な問題であります。わが党は元号を慣習的に使用することに反対するものではあります。しかし、国民の自由を侵し、國民主権の憲法の精神に反する元号法制定には断固反対するものであることを表明して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○國務大臣(大平正芳君) 最初に、私の靖国神社の参拝についてのお尋ねでございました。私は、國の犠牲になられた方々の靈に対しまして私個人の信仰の問題は私にお任せいただきたいと存じます。

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

ざいますけれども、歴史的現実を素直に認めた法案でございまして、御理解をいただきたいと思います。(拍手)

残余の件につきましては総務長官からお答えいたします。(拍手)

〔國務大臣三原朝雄君登壇、拍手〕

それから第二に、この元号法案は軍國主義の復活につながらないかという御懸念でござります。先ほどからある申し上げておりますのようだ、改元のルールを定めるにすぎないものでございまして、特定のイデオロギーとは関係のないことは

再々申し上げております。また、大多数の国民の方々が存続を希望しておられます。都道府県におきましても、あるいは市町村におきましても、法制化の促進議決をしておられるわけでございま

す。こうした事実を尊重いたしまして、元号制度を明確で安定したものとするために今回の法律制定をお願いをいたしております。決して一部の右翼勢力の云々によってやるものではありません。国民のために、國民の御要請にこたえてまいりておるところでございます。

次に、元号法制定について世論との関係につい

て御指摘がございました。元号の存続を図るには、だれが、どういう場合に次の元号を定めるかということが明確でございません。そこで、私どもいたしましては、元号が年の表示方法として國民の生活の中で必要なことでござりまするから、こうした点を、総理も先ほど申されましたように、このルールをどうして打ち立てるかという点で法律に求めたわけでござります。國民を代表する国会で議決をしてもらう法律が最も民主的な方法であろうということでござります。

こうした点を、総理も先ほど申されましたように、このルールをどうして打ち立てるかという点で法律に求めたわけでござります。國民を代表する国会で議決をしてもらう法律が最も民主的な方法であるうということでござります。

世論調査に関しましては、存続は希望するがその方法については法律以外の形はないかというようなことがござります。この点につきましては、うなことがござります。この点につきましては、先ほどお話をございましたように、内閣の告示でござりますとか、あるいは事実たる慣習で引き続いているのかというような御意見があるわけ

でござりますが、まだ、政令ではどうかという御





が国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取締りの手続等を定めたものである。この議定書の締結により、北西太平洋における我が国のさけ・ます漁業の操業が本年も継続して行われることとなるので、妥当な措置と認めた。

一、費用  
別に費用を要しない。

## (号)外

官

北西太平洋における千九百七十九年の日本国  
のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

北西太平洋における千九百七十九年の日本国  
のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年四月二十六日

衆議院議長 麻尾 弘吉

参議院議長 安井 謙殿

北西太平洋における千九百七十九年の日本国  
のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
の締結について、日本国が本年も継続して行われる  
こととなるので、妥当な措置と認めめた。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十  
度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社  
だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西太平洋における千九百七十九年の日本国  
のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する  
議定書の締結について承認を求めるの件  
日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦  
政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の  
協定に基づいて、

次とおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月一日付け  
の日本国漁業水域に関する暫定措置法及び千  
九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会  
主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生  
物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置  
に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会  
議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエ  
ト社会主義共和国連邦が千九百七十九年におい  
て北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域  
におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考  
慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側  
の水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手  
續及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域  
における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手  
續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十  
度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社  
だし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸  
二百海里水域の線をもつて囲まれる水域にお  
けるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2) 千九百七十九年における北西太平洋のソ  
ヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里  
水域の外側の水域における日本国のさけ・ま  
す年間総漁獲量四万二千五百トン（二千六百  
四十万尾）のうち、北西太平洋の距岸二百海  
里水域の外側の水域における漁獲量は、二万  
三千五百トン（千八百八十万尾）を超えてはな  
らない。

このうち、しきいの漁獲量は三百八十万  
尾を、べにさけの漁獲量は百二十万尾を、ぎん  
ざけの漁獲量は百二十万尾を超えないものと  
する。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につ  
き、十ペーセントの範囲内の増減が許容され  
る。

(3) (2)にいう漁獲量については、千九百七十九  
年五月一日から同年七月三十一日までの間に  
おいて漁獲することができる。ただし、東側  
は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度  
の線、西側は東経百七十度の線及び北側はア  
メリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつ  
て囲まれる水域においては、千九百七十九年  
五月一日から同年六月十五日までの間におい  
て、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さ  
は、十五キロメートルを超えてはならない。

(5) 流し網の網目の結節から結節までの長さ  
は、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十ミリ  
メートル以上

ただし、浮設された流し網の各配列につ  
き、その配列の長さの六十ペーセント以上  
は、六十五ミリメートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船について  
は、五十五ミリメートル以上

(6) 各漁船は、日本国に権限のある当局が発給  
したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許  
可証又は証明書を船内に保持していなければ  
ならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給した

さけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書につきソヴィエト社会主义共和国連邦側に通報する。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げられる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主义共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主义共和国連邦側に通報する。

両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つてゐる一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この検査し、及び乗組員に対して質問するため、議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を乗船することができる。当該検査及び質問により當たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つていたと信ずるに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所屬する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所でその漁船又は乗組員をその所属する締約国に引き渡さなければならぬ。ただし、前記の通告を受けた締約国が直ちにその引渡しを受けたとき、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができるべきである。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所屬する締約国が当局のみが、この3に関連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに對して刑を科する等の権力を有する。違反を証明する調書及び証拠

(4) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国の政府は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるよう、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査（検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。）の実施について当該公務員に協力するよう、適当な措置をとる。

この議定書は、それぞれの国の国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百七十九年十一月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正しく正文である日本語及びロシア語により本書に委任を受けてこの議定書に署名した。

二通を作成した。

千九百七十九年四月二十一日にモスクワで、ハ

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために  
日本国政府のために  
魚本藤吉郎

〔議長退席、副議長着席〕

〔菅野儀作君登壇、拍手〕

○菅野儀作君 ただいま議題となりました一九七九年の日本国とのサケ・マスの漁獲に関する議定書につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この議定書は、昨年締結された日ソ漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年のわが国のサケ・マスの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反漁船に対する取り締まり等を定めたものであります。

なお、ソ連の距岸二百海里外の水域における本年のわが国のサケ・マス漁獲量は、昨年と同様、四万二千五百トンとされております。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(加瀬完君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求ります。

○副議長(加瀬完君) 総員起立と認めます。よ

V・カーメンツエ

〔議長退席、副議長着席〕

舊約全書

○菅野儀作君　ただいま議題となりました一九七九年の日本国のサケ・マスの漁獲に関する議定書

につきまして、外務委員会における審議の経過と  
結果を御報告いたします。

この認定書は、昨年締結された田口漁業協力協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外

側の水域における本年のわが国のサケ・マツの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、違反漁船に

対する取り締まり等を定めたものであります  
なお、ソ連の距岸二百海里外の水域における本

年のわが国のサケ・マス漁獲量は、昨年と同様  
四万二千五百トンとされております。

委員会における質疑の詳細は、会報録によつて記載されています。

昨二十六日質疑を終え別に審議せられず本件の結果、本件は全会一致をもって承認すべきもの

と決定いたしました。

す。  
○副議長(加瀬元春) これが、技術をいたるところに及んでいます。

本件を承認することに賛成の議員の起立が見えます。

○副議長(加瀬亮和) 総員起立と認めます。よ

昭和五十四年四月二十七日 参議院会議録第十三号

北西太平洋における千九百七十九年の日本国とのさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

て、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長（加瀬完君） 日程第二 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長対馬孝且君。

#### 審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年四月二十四日

社会労働委員長 対馬 孝且  
参議院議長 安井 謙殿

附則第一号の見出しを「(施行期日等)」に改め、同条第一号中「及び附則第三条」を「附則第三条及び附則第四条」に、「昭和五十四年四月一日」を公布の日に改め、同条第三号中「附則第四条及び附則第五条」を「附則第五条及び附則第六条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

一 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没

者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第八条第一項から第三項まで及び第七項、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定

二 第四条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八条の規定

三 第六条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）附則第十九項の規定

四 第八条の規定による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第一条第一項及び第三項、第二条の二、第二条の三第一項、第三条、第五条第一項、附則第三項並びに附則第四項の規定

五 第十一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第八条第四項の規定

六 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すとともに、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるよう関係各省政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

七 法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に努めるこ

と。  
右決議する。

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の二項を加える。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律による改正前の未帰還者留守家

族等援護法の規定に基づき昭和五十四年四月以降の分として支払われた留守家族手当は、この法律による改正後の未帰還者留守家族等援護法の規定による留守家族手当の内払とみなす。

四、満洲開拓青年義勇隊開拓団について関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

一、委員会の決定の理由  
要領書

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認めるが、施行期日の一部について修正を行つた。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費として、昭和五十四年度一般会計予算（厚生省所管）に百十二億八千六百四十九万円が計上されている。

なお、国債の償還分は昭和五十四年度以降において、国債整理基金特別会計（大蔵省所管）に特別弔慰金及び特別給付金として総額三百六十億一千九百五十五万円が計上される見込みである。

附則第五条を附則第六条とし、附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に次の二項を加える。

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長 安井 謙殿  
衆議院議長 麻尾 弘吉

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百一十七号)の一部を次のように改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金額
特別項症	第一項症の年金額に二、一七七、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、一一〇、〇〇〇円
第二項症	二、五五七、〇〇〇円
第三項症	二、〇六八、〇〇〇円
第四項症	一、五九一、〇〇〇円
第五項症	一、二四九、〇〇〇円
第六項症	九八七、〇〇〇円
第一款症	九一七、〇〇〇円
第二款症	八三七、〇〇〇円
第三款症	六五一、〇〇〇円
第四款症	五四四、〇〇〇円
第五款症	

万円」を「六万六千円」に、「五万五千二百円」を「六万四千八百円」に、「八万七千六百円」を「九万八千円」に改め、同条第三項中「九万六千円」を「十万八千円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	三、三〇九、〇〇〇円
第二款症	二、七四六、〇〇〇円
第三款症	二、三五五、〇〇〇円
第四款症	一、九三五、〇〇〇円
第五款症	一、五五二、〇〇〇円

第二十六条第一項中「二万七千六百円」を「三万一千四百円」に、「八十五万一千円」を「八十八万四千円」に、「八十七万六千円」を「九十万八千円」に改める。

第二十七条第一項中「二万七千六百円」を「三万一千四百円」に、「二万七百円」を「一万四千三百円」に、「八十五万一千円」を「八十八万四千円」に、「六十五万三千円」を「六十七万五千円」に、「八十七万六千円」を「九十万八千円」に、「六十七万五千円」を「六十九万九千円」に改め、同条第三項の表中「一三五、〇〇〇円」を「一四〇、三〇〇円」に、「一〇一、三〇〇円」を「一〇五、一〇〇円」に改める。

第三十二条第三項中「二万七千六百円」を「三万一千四百円」に、「二万七百円」を「一万四千三百円」に改める。

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改定する。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金額
特別項症	第一項症の年金額に二、二六一、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	三、二三〇、〇〇〇円

第八条第二項中「九万六千円」を「十万八千円」に、「二万七千六百円」を「三万一千四百円」に、「六

第二項症	一一、六五七、〇〇〇円
第三項症	一一、一六八、〇〇〇円
第四項症	一、六八二、〇〇〇円
第五項症	一、三三九、〇〇〇円
第六項症	一、〇六七、〇〇〇円
第一款症	九七七、〇〇〇円
第二款症	八九七、〇〇〇円
第三款症	七〇一、〇〇〇円
第四款症	五六三、〇〇〇円
第五款症	四九四、〇〇〇円

第八条第六項中「十五万円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	金額
第一款症	三、四三六、〇〇〇円
第二款症	二、八五一、〇〇〇円
第三款症	一、四四五、〇〇〇円
第四款症	一、〇〇九、〇〇〇円
第五款症	一、六一、〇〇〇円

第二十六条第一項中「八十八万四千円」を「十九万円」に、「九十万八千円」を「百万」に改める。

第二十七条第一項中「二万四千三百円」を「二万五千円」に、「八十八万四千円」を「九十九万円」に、「六十七万五千円」を「七八八万円」に、「九十万八千円」を「百万」に、「六十九万九千円」を「七十九万三千円」に改め、同条第三項の表中「一四〇、三〇〇円」を「一五八、七〇〇円」に、「一〇五、二〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改める。

第八条の二第一項中「相当する額」の下に「に

その者の不具廃疾の程度が、特別項症に該当する場合には五万千円、第一項症に該当する場合には三万円、第二項症又は第三項症に該当する場合には二万五千円、第四項症又は第五項症に該当する場合には二万二千五百円、第六項症に該当する場合には二万円、第一款症又は第二款

症に該当する場合には一万五千円、第二款症又は第四款症に該当する場合には一万二千五百円、第五款症に該当する場合には一万円をそれぞれ加えた額を加え、同条第三項中「相当する額」の下に「にその者の不具廃疾の程度が、第一款症に該当する場合には三万二千円、第二款症に該当する場合には二万六千五百円、第三款症に該当する場合には二万二千八百円、第四款症に該当する場合には一万八千六百円、第五款症に該当する場合には一万四千八百円をそれぞれ加えた額」を加える。

第二十六条第一項中「八十八万四千円」を「十九万円」に、「九十万八千円」を「百万」に改める。

第二十七条第一項中「二万四千三百円」を「二万五千円」に、「八十八万四千円」を「九十九万円」に、「六十七万五千円」を「七八八万円」に、「九十万八千円」を「百万」に、「六十九万九千円」を「七十九万三千円」に改め、同条第三項の表中「一四〇、三〇〇円」を「一五八、七〇〇円」に、「一〇五、二〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改める。

に改める。

第三十二条第三項第二号及び第三号中「二万四千三百円」を「二万五千円」に改める。

第三条 戰傷病者戰没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号を次のように改め

る。

二 障害年金（当該障害年金の支給事由であ

る公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の

程度が恩給法別表第一号表ノ二に規定する

程度又は同法別表第一号表ノ三の第一款症

に該当する程度であるものに限る。又は軍

人たるによる増加恩給を受ける権利を有す

るに至つた後、その権利を失うことなく、

当該障害年金又は増加恩給の支給事由であ

る公務上の負傷又は疾病以外の事由により

死亡した軍人軍属又は軍人軍属であつた者

（当該障害年金又は増加恩給の支給事由で

ある公務上の負傷又は疾病による不具廃疾

の程度が同法別表第一号表ノ三の第一款症

に該当する程度であるものにあつては、昭

和二十九年四月一日以後に死亡した者に限

る。）の遺族

第二十三条第一項第六号を次のように改め

る。

六 障害年金（当該障害年金の支給事由であ

る公務上の負傷又は疾病による不具廃疾の

程度が恩給法別表第一号表ノ三の第二款症





特別弔慰金支給法（以下「新法」という。）の規定にかかるわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者は、交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十四年十月一日とする。（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」といいう。）の規定により支給し、又は支給すべきである。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、なお従前の例による。

51年法律第二十二号。以下「法律第二十二号」という。）附則第五条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 法律第二十二号附則第五条第三項の規定の適用については、旧法第三条の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第三条第二項の特別給付金に係る第四条第二項に規定する国債の発行の日は、当該特別給付金を受ける権利を取得する日とす

る。

（遺族年金等の支給の特例）

第五条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）

以下この項において「法律第百五十九号」といいう。）附則第三条第一項中「以後婚姻」とあるのを

「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「遺族援護法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」の施

行の日」と、「この法律の施行の際、遺族年金」とあるのを「遺族年金」と、「この法律の施行前」とあるのを「昭和五十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条第二号」とあるのを「戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十年法律第百八号）」による改正前の遺族援護法（以下この項及び次項において「旧法」といいう。）第三十一条第二号」と、「遺族援護法第三十一条第五号」とあるのを「旧法第三十一条第五号」と、「直系尊属」とあるのを「直系尊属及び遺族援護法第二十四条第三項に規定する者」と、同条第二項中「及び母」とあるのを「及び母並びに遺族援護法第二十四条第三項各号に掲げる者」と、「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「同法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」の施行の日」と、「昭和四十一年十月一日」とあるのを「昭和五十四年十月一日」と、「附則第六条中「及び母」とあるのを「及び母並びに遺族援護法第二十四条第三項各号に掲げる者」と、「以後婚姻」とあるのを「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「同法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」の施行の日」と、「昭和四十一年十月一日」とあるのを「昭和五十四年十月一日」と、「対馬孝旦君登壇、拍手」

○対馬孝旦君 ただいま議題となりました戦傷病

者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

につきまして、社会労働委員会における審査の経

過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法のほ

か、関連する五法律を改正しようとするものであ

ります。

その主な内容は、第一に、戦傷病者、戦没者遺

族等に対する障害年金、遺族年金等の額を恩給法

に準じて引き上げるとともに、遺族年金等と恩給

との不均衡を是正するほか、遺族年金等の支給対

象範囲をいわゆる再婚解消妻に閑して拡大するこ

と、第二に、未帰還者の留守家族に支給される

守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き

上げること、第三に、昭和五十年四月から五十四

年三月までの間に、公務扶助料、遺族年金等の支

給を受けている者が亡くなった者等に対し特別弔

慰金支給法（以下「新法」という。）の規定にかかるわらず、当該一の死亡した者については、新法による特別弔慰金は支給しない。

3 新法による特別弔慰金を受けることができる者は、交付する新法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和五十四年十月一日とする。（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」といいう。）の規定により支給し、又は支給すべきである。

2 この法律による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金については、なお従前の例によ

る。

（遺族年金等の支給の特例）

第五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を

改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）

以下この項において「法律第百五十九号」とい

う。）附則第三条第一項中「以後婚姻」とあるのを

「以後遺族援護法の施行前に婚姻」と、「遺族援護法の施行の日」とあるのを「恩給法の一部を改正

する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）」の施

行の日」と、「この法律の施行の際、遺族年金」と

あるのを「昭和五十四年十月一日前」と、「この法律の施行前」とあるのを「昭和五

年法律第百八号附則第五

号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合

においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、

遺族援護法による遺族年金又は遺族給与金を支

給する。

3 前二項の規定により遺族年金又は遺族給与金

を受ける権利を有するに至つた者に関する、この

法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第二条の規定を準用する。

十四年十月一日前」と、「遺族援護法第三十一条

第二号」とあるのを「旧法第三十一条第二号」と

読み替えてこれらの規定を適用した場合に、遺

族年金又は遺族給与金を受ける権利を取得する

こととなる者（法律第百五十九号附則第三条第

一項若しくは第二項又は法律第二十二号附則第

三条第一項の規定により遺族年金又は遺族給与

金を受ける権利を取得した者を除く。）には、</

慰金を支給すること、第四に、昭和四十八年四月二日から五十四年四月一日までの間に戦傷病者等の妻となつた者に対し特別給付金を支給すること、第五に、昭和五十三年の遺族援護法の改正により遺族給与金を受けける権利を有するに至った戦没者の妻及び父母等に特別給付金を支給すること等であります。

(こすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長[11]

## 日程第四 船舶整備公団法の一部を改正する法

昭和五十四年四月二十七日 参議院会議録第一三三号  
国際傳電振興会法の一部を改正する法律案外件

三三

二日から五十四年四月一日までの間に戦傷病者等の妻となった者に対し特別給付金を支給する(二、<sup>第二</sup>、<sup>第三</sup>、召日五十一年の戦兵後援法)文七二二  
律案(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上(同様)一括して議院に提出された。

二、不良旅行業者に対する取締りの強化、添乗員の資質の向上等につき適切な措置を講ずることともに、旅行業の健全な発展を図るため、旅行業法の見直しを行うこと。

**第二百四十四条第一項中「前項第六号」**を「前項第七号」に、「行なおう」を「行おう」に改める。  
**第四十条及び第四十一条中「三万円」**を「十万円」に改める。

この法律は、公有の田が、旅行する。

1

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

昭和五十四年四月二十六

卷之三

一一一

委員会の決定の

六書考略

整備公団の業務として

務を追加するとともに

卷之三

卷四

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における日本人海外観光旅客の増加等の状況にかんがみ、国際観光振興会の業務に日本人海外観光旅客に対する旅行に関する情報の提供等を加えることとし、日本人海外観光旅客の旅行の円滑化を図ろうとするものであつて、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用  
本法施行のため、昭和五十四年度一般会計予算に出資金五千万元が計上されている。

国際観光振興会法の一部を改正する法律  
国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「業務」の下に「及び日本人海外観光旅客に対する旅行に関する情報の提供その他日本人海外観光旅客の旅行の円滑化に必要な業務」を加え、「行なう」を「行う」に改める。  
第十二条に次の一項を加える。  
監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

参議院議長 安井 謙殿

○副議長(加瀬完君) 本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(加瀬完君) 日程第三 国際観光振興会  
法の一部を改正する法律案

本法施行のため、昭和五十四年度一般会計予算に出資金五千万円が計上されている。

附 带決議

政府は、国際観光の重要性にかんがみ、その振興を図るために、次の事項の実施につき一段の努力をすべきである。

一、外国人観光旅客の来訪を促進するため、国際観光振興会の海外における観光宣伝業務の拡充強化を図るとともに、国内受入れ体制の整備に努めること。

二、国際観光振興会の海外事務所における要旨配置の適正化及びその日本人海外旅行者対策業務

認めるとき、会長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

第十五条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

第十五条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

第二十四条第一項第二号中「行なう」を「行う」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

三 日本人海外観光旅客に対し、旅行に関する情報の提供を行い、及び相談に応じて旅行事情につき案内を行うこと。

追加出資に関する規定等を整備しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、昭和五十四年度産業投資特別会計予算に、船舶整備公団に対する債務保証制度創設のための出資金一億円が計上される。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し  
た。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十四年三月二十二日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 濑尾 弘吉

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に追加して出資することができる。

3 公団は、前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十九条第九号の次に次の二号を加える。

九の二 老朽貨物船等の解撤又は貨物船の輸出を行つて鋼製の貨物船(船舶安全法にいう遠洋区域を航行区域とするものを除く。)を建造する海上貨物運送事業者又は貨物船貨渡業者又は建造のため必要な資金の借入れに係る債務について当該貨物船の竣工までの間保証すること。

九の三 第四号又は第五号の規定により建造した貨物船を公団と共に持っている海上貨物運送事業者又は貨物船貨渡業者がする金融機関から当該事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。

第三十五条及び第三十六条中「三万円」を「十万円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔三木忠雄君登壇、拍手〕

○三木忠雄君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、国際観光振興会法の一部を改正する法律案は、最近における日本人海外観光旅客の増加等の状況にかんがみ、国際観光振興会の業務に、日本人海外観光旅客に対する旅行に関する情報の提供等の業務を追加しようとするものであります。

案は、最近における日本人海外観光旅客の増加等の状況にかんがみ、国際観光振興会の業務に、日本人海外観光旅客に対する旅行に関する情報の提供等の業務を追加しようとするものであります。

まず、国際観光振興会法の一部を改正する法律案

案は、最近における日本人海外観光旅客の増加等の状況にかんがみ、国際観光振興会の業務に、日本人海外観光旅客に対する旅行に関する情報の提供等の業務を追加しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、各派共同提案に係る附帯決議案が提案され、全会一致をもつてこれを本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、船舶整備公団法の一部を改正する法律案は、内航貨物船の近代化促進等を図るために、内航海運事業者が金融機関から借り入れる代替建造資金等について、船舶整備公団が債務保証を行えるよう業務の範囲を拡大しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

参議院議長 安井 謙殿 商工委員長 福岡日出磨

審査報告書

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十四年四月二十六日

参議院議長 安井 謙殿 商工委員長 福岡日出磨

○副議長(加瀬完君) 日程第五 織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

日程第六 海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長福岡日出磨君。

る。

一、構造改善事業を円滑に進めるために、構造改善事業計画の承認基準の緩和及び運用の弾力化、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の周知徹底に努めること。

二、産元、親機を対象とする構造改善事業計画の承認にあたつては、中小企業及び下請事業者に対する不公平な取扱いや優越的地位の濫用の防止等を配慮するとともに、計画の実施についても必要な指導を行うこと。

三、アパレル産業の振興を図るために、人材育成基金の充実、既存の人材育成機関及び教育機関の効果的な助成・活用に努めること。

四、織維産業における雇用問題の深刻化にかんがみ、雇用の確保に一層努めることとし、とくに中小企業労働者の雇用対策には万全を期すること。

五、織維製品の生産流通段階における取引については、書面によらない取引慣約、不当な返品及び値びき等不合理な取引慣約を改善するため、必要な指導を行うこと。

六、織維製品の特定品目の輸入が急増し、国内の織維産業に重大な被害が生じたり、その恐れをもたらすような場合には、輸入及び海外投資に対する行政指導、相手国への自衛要請、さらには織維貿易に関する国際ルールに基く措置等適時、適切な対策をとること。

右決議する。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十四年度一般会計予算に、織維工業構造改善対策等のため、二億八千九百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、わが国の織維産業が国民生活に密着し、地域経済の中で重要な役割を果している実情にかんがみ、国内外の厳しい情勢に対応しつつ、その安定的発展を図ることとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきであ

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和五十四年三月二十二日

参議院議長 安井 謙殿 衆議院議長 濑尾 弘吉

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案

織維工業構造改善臨時措置法（昭和四十二年法第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「（加工を含む。）」を「（又は加工（原材料その他の物品を提供して行う製造又は加工の委託を含む。））」に改める。

第四条第二項中「異なる種類の事業を併せて行う特定組合又は（特定組合又は異なる種類の事業を併せて行う）に「事業相互」を「事業（特定組合にあつては、構成員たる織維事業者が行う事業を含む。）の相互」に改める。

第二十四条第二項中「（又は第四十二条の二第一項の振興基金）」を「（第四十二条の二第一項の振興基金又は第四十二条の三第一項の人材育成基金）に、「あてる」を充てる」に改める。

第三十一条第二項中「二十五人」を「三十人」に改める。

第四十条第一項第二号中「あてる」を「充てる」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

三 衣服（織維製品であるものに限る。）に関する新商品又は新技術の開発又は企業化、需要の開拓等に必要な技術及び知識を有する技術者、経営管理者等の養成及び研修の事業（以下「人材育成事業」という。）に必要な資金に充てるための助成金の交付、人材育成事業の実施、人材育成事業を行う者に対する指導及び助言並びに人材育成事業に関する調査研究及びその成果の普及

官報（号外）

第四十条第一項中「前項第六号」を「前項第七号」に改める。

第四十一条第二項中「第三号」を「第四号」に改める。

第四十二条の二第一項中「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

「第五号」に、「あてる」を「充てる」に、「第四号」を（第五号）に改め、同条の次に次の二号を加える。

（人材育成基金）

第四十二条の三 協会は、第四十条第一項第三号に規定する助成金の交付、人材育成事業の実施、指導及び助言並びに調査研究及びその成果の普及並びにこれらに附帯する業務に関する人材育成基金を設け、第二十四条第二項の規定により人材育成基金に充てるべきものとして出資された金額と同号に掲げる業務に要する費用に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てるものとする。

第十一条第一項第四号に改める。

附則第二条中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十九年六月三十日」に改める。

附則第二条の二を削る。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正）

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第七項中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十六年一月一日」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

2 第四十二条中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十九年六月三十日」に改める。

附則第二条の二を削る。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

2 第四十二条中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十九年六月三十日」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

2 第四十二条中「昭和五十四年六月三十日」を「昭和五十九年六月三十日」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、開発途上国に対する経済協力の積極的な推進を図るため、海外経済協力基金について、その借入金及び債券発行の限度額の引き上げ、政府による債務保証並びに副総裁の新設による事業運営体制の整備強化等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十四年度一般会計予算に海外経済協力基金出資金千五百十億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、最近における経済協力の重要性にかんがみ、政府開発援助予算の増大と質的改善、その執行の促進並びに官民一体の経済協力実施体制の整備・強化等を図ることともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、対外経済協力施策の総合的・体系的かつ効果的な実施が可能となるよう関係各省庁間の連携の緊密化など統一的な運用体制を確立すること。

二、わが国が国際的に表明した对外援助の早期実現に努めるとともに、相手国の実情に応じて社会開発援助の強化を図るなどの配慮をするここと。

三、政府開発援助が国民総生産に占める比率を速やかに先進国の水準に到達せしめるよう努力することとともに、今後の財政収支の展望を踏まえ経済協力の計画的な推進に努めること。

四、技術援助の重要性の認識にかんがみ、技術者及び相手国の実情に精通した人材の養成に努めるとともに、これら技術者等の海外派遣の拡充を図ること。

五、経済協力推進に不可欠な海外コンサルタント及びコンサルティング企業の育成・強化に努めること。

右決議する。

昭和五十四年四月二十四日  
参議院議長 安井 謙殿

衆議院議長 濱尾 弘吉







昭和五十四年四月二十七日 参議院会議録第十三号 議長の報告事項

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成反対投票〕  
○副議長(加藤亮輔) 週半数と認めます。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決されまつた。

○副議長(加瀬完君) 次に、アフリカ開拓基金への参加に伴う措置に関する法律及び米州開拓銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(加瀬完石) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

出席者は左のとおり。

議員

副議長 安井加瀬  
謙君 完君

謙君

渡部 桑名 和泉 太田 峯山 柳澤 馬場 亀長 三治 阿部 黒柳  
向井 小平 中尾 二宮 鈴木 渋谷 中村

通子君	義治君	溥夫君
昭範君	計君	照雄君
鍊造君	友義君	辰義君
富君	重信君	利次君
一弘君	政大君	秀彦君
邦彥君	明君	文造君
芳平君	禎二君	長年君

新谷寅三郎君	哲也君	古賀雷四郎君	恒男君	藤井邦	原正義君	木島富士郎君	田代富士郎君	金丸春郎君	中野明君	上林繁次郎君	和田忠雄君	原田善利君	原田忠雄君	原田秀男君	原田武彦君
田渕多田	省吾君	白木義一郎君	文兵衛君	木島則夫君	原正義君	田代富士郎君	田代富士郎君	金丸春郎君	中野明君	上林繁次郎君	和田忠雄君	原田善利君	原田忠雄君	原田秀男君	原田武彦君
新谷寅三郎君	哲也君	古賀雷四郎君	恒男君	藤井邦	原正義君	木島富士郎君	田代富士郎君	金丸春郎君	中野明君	上林繁次郎君	和田忠雄君	原田善利君	原田忠雄君	原田秀男君	原田武彦君
田渕多田	省吾君	白木義一郎君	文兵衛君	木島則夫君	原正義君	田代富士郎君	田代富士郎君	金丸春郎君	中野明君	上林繁次郎君	和田忠雄君	原田善利君	原田忠雄君	原田秀男君	原田武彦君
新谷寅三郎君	哲也君	古賀雷四郎君	恒男君	藤井邦	原正義君	木島富士郎君	田代富士郎君	金丸春郎君	中野明君	上林繁次郎君	和田忠雄君	原田善利君	原田忠雄君	原田秀男君	原田武彦君

國務大臣

議長の報告事項	去る十一日議長において、次のとおり特別委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
航空機輸入に関する調査特別委員	航空機輸入に関する調査特別委員
辞任	上田 哲君
上田 哲君	福山 昭範君
福山 昭範君	中尾 辰義君
中尾 辰義君	金子 岩三君
金子 岩三君	小坂徳三郎君
小坂徳三郎君	森山 江崎
森山 江崎	会員長 欽司君
会員長 欽司君	國務大臣 自治大臣
國務大臣 自治大臣	總理府総務長官
總理府総務長官	國務大臣 大臣
國務大臣 大臣	國家公安委員会
國家公安委員会	運輸大臣
運輸大臣	通商産業大臣
通商産業大臣	江崎 真澄君
江崎 真澄君	滋谷 直藏君
滋谷 直藏君	三原 朝雄君
三原 朝雄君	官科技術厅長
官科技術厅長	官務大臣
官務大臣	官務大正臣
官務大正臣	官
官	官

29

同 日 内閣から予備審査のため次の議案が送付された。  
電波法の一部を改正する法律案  
同 日 内閣から次の答弁書を受領した。  
参議院議員渡辺武君外一名提出水俣病被害者の補償問題に関する質問に対する答弁書  
参議院議員二宮文造君提出戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問に対する答弁書  
参議院議員喜多武眞義君提出中東における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書  
同 日 内閣から、参議院議員秦豊君提出成田空港建設に係る上下水道の整備に関する再質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、五月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。  
同 日 内閣から、農業基本法第六条第一項の規定に基づく昭和五十三年度農業の動向に関する年次報告及び同法第七条の規定に基づく昭和五十四年四月三十日以前に講じようとする農業施策についての文書を提出された。  
同 日 委員会において選任した理事は次のとおりである。  
航空機輸入に関する調査特別委員会  
理事 岩崎 純三君 (田原武雄君の補欠)  
理事 矢原 秀男君 (峯山昭祐君の補欠)  
同 日 議員から次の質問主意書が提出された。  
成田空港用地に係る権利取得決算などを子葉県収用委員会が行わないことにある合法性、正當性に関する再質問主意書 (秦豊君提出)  
同 日 議長は、ド拉斯・スラヴァ・マルコヴィチ、エゴースラヴィア連邦議会議長宛、ユーロースラヴィア社会主義連邦共和国南部のアドリア海沿岸を襲った地震に対し、次の見舞電報を発送した。  
今回の貴国との地震による悲惨な災害の報に接しし、まことに心から同情に堪えません。ここに参議院議長は、  
を代表して心から同情の意を表します。  
去る十七日以内閣から、林業基本法第九条第一項の規定に基づく昭和五十三年度林業の動向に関する年次報告及び同法第九条第二項の規定に基づく昭和五十四年度において講じようとする林業施策についての文書を受領した。  
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異點があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

外務委員会	大木 正吾君	上田 哲君	補欠 稲山 哲君
社会労働委員会	大木 正吾君	上田 哲君	補欠 稲山 哲君
運輸委員会	大木 正吾君	上田 哲君	補欠 稲山 哲君
通信委員会	大木 正吾君	上田 哲君	補欠 稲山 哲君
社会労働委員会	大木 正吾君	上田 哲君	補欠 稲山 哲君
理事會 片山 基市君	(片山基市君の補欠)		
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。			
元号法案			
港湾労働法の一部を改正する法律案			
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案			
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。			
同日内閣から予審審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。			
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。			
雇用保険法等の一部を改正する法律案			
北西太平洋における千九百七十九年の日本国とのさけますに手渡しの結果及び条件に関する議定書について承認を求める件			
同日委員長から次の報告書が提出された。			
戦傷病者慰労族等援護法等の一部を改正する法律案修正議決報告書			
同日議員から次の質問主意書が提出された。			
廃油による海岸汚染防止等に関する質問主意書			
(喜屋武真榮君提出)			
同日内閣から、參議院議員秦豊君提出成田空港二期用地に係る権利取得裁決などを葉集員收用委員会が行わないことによる合法性・正当性に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、五月三十日までに答弁するの国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。			
同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく			

昭和五十三度中小企業の動向に関する年次



六

- (1) 八五人(熊本県・鹿児島県合計、昭和五十四年二月末現在)の全員について、再度判決の水俣病像論及び各原告に対する事実認定に則して水俣病に罹患しているか否かを見直すことが必要である。
- (2) 糜却処分にされた患者から請求があつた場合には、患者本人に対して検診原簿及び認定審査会資料を交付するよう、環境庁は県を行政指導せよ。

(3) 前記認定審査会資料で判決の水俣病像論及び各原告事実認定を参考に、水俣病の臨床症状を二つまたはそれ以上有するものはもちろん、四肢末端の知覚障害だけの者も、患者の再申請に基づきすみやかに認定処分するよう、環境庁は県を行政指導せよ。

(4) さらに、右条件に該当しない者については、見直し審査(検診を含む)を実施せよ。

(5) 保留患者のすみやかな認定について

(6) 「保留患者」は、二月末現在熊本・鹿児島両県合計で一、五四一人存在するが、これらは認定審査会が、形式上は、水俣病様の臨床症状を複数(実際の認定審査では四肢末端の知覚障害やそれに運動失調が組み合わさった者は棄却されることが多い)しているが、水俣病に罹患しているか否かの判断が困難」という理由で、その判断を保留している者である。したがつて、「保留患者」については、今回の判決内容に則してすみやかに認定することが必要である。

(7) 「保留」になつた患者から請求があつた場合には、患者本人に対しても検診原簿及び認定審査会資料を交付するよう、環境庁は県を行政指導せよ。

(8) 前記認定審査会資料で判決の水俣病像論及び各原告事実認定を参考に、水俣病の臨床症状を二つまたはそれ以上有する者はもちろんのこと、四肢末端の知覚障害だけの者も、すみやかに認定するよう、環境庁は県知事を行政指導せよ。

(9) 不申請死亡患者及び未申請生存患者の救済対策について

(10) 申請しないまま死亡した患者については、環境庁と県の責任でできるかぎり詳細な実態調査を実施し、認定を促進せよ。

(11) 三月二十八日の水俣病第二次民事訴訟原告

(12) 質問主意書及び答弁書

(13) 回、水俣病被害者の会との交渉の席で、本田環境庁環境保健部長が不知火海沿岸地域にど

(14) 位の水俣病患者が存在するかは「まつたくわからぬ」との無責任な答弁を繰り返して

(15) いたことにも象徴されているよう、発生後二十余年を経過した現在このような状態では

(16) 技本的な水俣病対策ができるはずがない。よ

(17) つて、不知火海沿岸の全住民を対象にした健

(18) 康調査の実施は最低限どうしても必要であ

(19) る。

(20) この点について、前記席上、環境保健部長

(21) は、①全住民を対象に、②健康調査を実施し

(22) たい、③予算要求や調査の具体的な内容等の検討に約一年かかる、などの答弁を行つている

(23) が、現地における被害者の実情及び要求の切

(24) 実性、緊急性等にかんがみ、今年度中に実施

(25) できるよう、研究調整費、予備費等の充當を

(26) 考えるなどして最大限の努力をせよ。

(27) その他の申請中(未審査)の患者の認定促進について

(28) 現在、未処分件数五、八七五件(熊本・鹿児

(29) 島両県合計、二月末現在)のうち保留を除く未

(30) 審査件数は四、三三四件(同前)となつてゐる。

(31) さらに、第二次民事訴訟判決によつて、比較的軽

(32) 度の水俣病患者の救済の道が開かれたことによ

(33) り、新たに認定申請者の数は今後飛躍的に

(34) 増大することを十分予想されるところである。

(35) そこで、認定審査等のあり方を抜本的に改善す

(36) ることが絶対に必要である。

(37) (1) 「保留」になつた患者から請求があつた場合

(38) には、患者本人に対しても検診原簿及び認定審

(39) 査会資料を交付するよう、環境庁は県を行政

(40) 指導せよ。

(41) (2) 前記認定審査会資料で判決の水俣病像論及

(42) び各原告事実認定を参考に、水俣病の臨床症

(43) 状を二つまたはそれ以上有する者はもちろんのこと、四肢末端の知覚障害だけの者も、すみやかに認定するよう、環境庁は県知事を行

(44) 政指導せよ。

(45) 六 不申請死亡患者及び未申請生存患者の救済対策について

(46) (1) 申請しないまま死亡した患者については、

(47) 環境庁と県の責任でできるかぎり詳細な実態

(48) 調査を実施し、認定を促進せよ。

(49) (2) 政府は、国立水俣病研究センターが治療

(50) 調査を実施し、認定を促進せよ。

(51) (3) 三月二十八日の水俣病第二次民事訴訟原告

(52) 質問主意書及び答弁書

(53) (4) 回、水俣病被害者の会との交渉の席で、本田環

(54) 境庁環境保健部長が不知火海沿岸地域にど

(55) 位の水俣病患者が存在するかは「まつたくわからぬ」との無責任な答弁を繰り返して

(56) いたことにも象徴されているよう、発生後二十余年を経過した現在このような状態では

(57) 技本的な水俣病対策ができるはずがない。よ

(58) つて、不知火海沿岸の全住民を対象にした健

(59) 康調査の実施は最低限どうしても必要であ

(60) る。

(61) (5) 本年度において検討の開始を予定してい

(62) (6) うことは現行制度上できない。

(63) (7) 御指摘の調査問題については、いかなる調

(64) (8) 査が必要であるか、また可能であるか等につ

(65) (9) ては、このように原因簿及び資料の性格にかんがみ、御指摘のように交付することは、適当でないと考えている。

(66) (10) 環境庁は、その実現にいろいろと努力して

(67) (11) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(68) (12) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(69) (13) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(70) (14) その実現にいろいろと努力して

(71) (15) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(72) (16) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(73) (17) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(74) (18) その実現にいろいろと努力して

(75) (19) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(76) (20) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(77) (21) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(78) (22) その実現にいろいろと努力して

(79) (23) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(80) (24) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(81) (25) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(82) (26) その実現にいろいろと努力して

(83) (27) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(84) (28) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(85) (29) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(86) (30) その実現にいろいろと努力して

(87) (31) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(88) (32) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(89) (33) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(90) (34) その実現にいろいろと努力して

(91) (35) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(92) (36) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(93) (37) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(94) (38) その実現にいろいろと努力して

(95) (39) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(96) (40) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(97) (41) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(98) (42) その実現にいろいろと努力して

(99) (43) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(100) (44) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(101) (45) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(102) (46) その実現にいろいろと努力して

(103) (47) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(104) (48) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(105) (49) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(106) (50) その実現にいろいろと努力して

(107) (51) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(108) (52) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(109) (53) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(110) (54) その実現にいろいろと努力して

(111) (55) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(112) (56) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(113) (57) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(114) (58) その実現にいろいろと努力して

(115) (59) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(116) (60) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(117) (61) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(118) (62) その実現にいろいろと努力して

(119) (63) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(120) (64) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(121) (65) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(122) (66) その実現にいろいろと努力して

(123) (67) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(124) (68) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(125) (69) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(126) (70) その実現にいろいろと努力して

(127) (71) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(128) (72) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(129) (73) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(130) (74) その実現にいろいろと努力して

(131) (75) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(132) (76) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(133) (77) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(134) (78) その実現にいろいろと努力して

(135) (79) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(136) (80) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(137) (81) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(138) (82) その実現にいろいろと努力して

(139) (83) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(140) (84) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(141) (85) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(142) (86) その実現にいろいろと努力して

(143) (87) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(144) (88) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(145) (89) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(146) (90) その実現にいろいろと努力して

(147) (91) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(148) (92) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(149) (93) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(150) (94) その実現にいろいろと努力して

(151) (95) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(152) (96) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(153) (97) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(154) (98) その実現にいろいろと努力して

(155) (99) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(156) (100) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(157) (101) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(158) (102) その実現にいろいろと努力して

(159) (103) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(160) (104) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(161) (105) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(162) (106) その実現にいろいろと努力して

(163) (107) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(164) (108) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(165) (109) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(166) (110) その実現にいろいろと努力して

(167) (111) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(168) (112) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(169) (113) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(170) (114) その実現にいろいろと努力して

(171) (115) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(172) (116) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(173) (117) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(174) (118) その実現にいろいろと努力して

(175) (119) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(176) (120) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(177) (121) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(178) (122) その実現にいろいろと努力して

(179) (123) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(180) (124) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(181) (125) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(182) (126) その実現にいろいろと努力して

(183) (127) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(184) (128) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(185) (129) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(186) (130) その実現にいろいろと努力して

(187) (131) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(188) (132) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(189) (133) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(190) (134) その実現にいろいろと努力して

(191) (135) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(192) (136) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(193) (137) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(194) (138) その実現にいろいろと努力して

(195) (139) いる旨の答弁を行つてゐるが、この道理あ

(196) (140) る措置が長期にわたつて実現されない陥路

(197) (141) は何か、また、それをどのように解決しようとしているのか、明確な答弁を求めるものである。

(198) (142) その実現にいろいろと努力して

(1

七について

(1) 水俣病検診センターの常駐医の確保については、本年一月から新たに医師一名(内科)の増員がなされたところであり、今後とも引き続き最大限の努力を払つてしまいたい。

国立水俣病研究センターは、水俣病に関する医学研究機関であり、同センターにおいて水俣病の認定業務のための申請者の検診を直接行うことは考えていないが、同センターにおいて行われる研究の各過程で得られる成果は、実質的におおいに検診業務の促進に資することとなるうと考えている。

なお、開業医等地元の医師には、従来から各般の協力を得ているところである。

(2) 水俣病の認定業務の促進を図るために方策については、引き続き関係地方公共団体等と協議を進めてまいりたい。

七について

戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年四月四日

参議院議長 安井 謙殿 二宮 文造

戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問主意書

大戦中、戦火にさらされ、生命を失い、あるいは回復し難い傷害を被つた極めて多くの民間戦災死没者・傷害者に対し、政府は今日まで、現行の社会保障施策の中で対処して行くことが適当であるとして、何ら特別な措置は講じていない。

しかし、戦災という特殊な状況下での罹災である以上、軍人、軍属に準じて、何らかの措置を講ずる必要があると考えるものである。よつて、次の諸点について、政府の見解を承りたい。

戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する実態調査を早急に実施するとともに、民間戦災死没者・傷害者に対して、現行の社会保障施策とは別途に援護措置を講ずる考え方はない。

二 部地方自治体において、民間戦災死没者の

遺族に対し、遺族の特別な精神的苦痛を慰謝するとともに、死没者の靈を弔うため弔慰金が支給されている事実があるが、実情を把握しているか。

また、これに対し、どのような見解をもつてゐるか。

三 当面、国の措置として、「二」の施策を講ずる考え方はない。

昭和五十四年四月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

参議院議長 安井 謙殿

参議院議員二宮文造君提出戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員二宮文造君提出戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問に対する答弁書

右質問する。

一について

民間戦災傷病者及び民間戦災死没者の遺族で生活上の援助を必要とする者については、一般の社会保障施策の充実により対処していくことが適当であるとの考え方の下に、従来から各種の措置を講じてきている。

民間戦災傷病者等について特別に調査を行うことは考えていない。

二及び三について

民間戦災死没者に対する弔慰金支給等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十四年四月五日

参議院議長 安井 謙殿 喜屋武真榮

沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

在日米軍基地の五十三パーセントが集中する

「基地の島」沖縄では、他県ではほとんどなくなつた混血児の無国籍問題が依然深刻である。国際福祉沖縄事務所の調べによると、沖縄には四千人近く、父母と同居している者はわずか二十五ペーセント程度で残りの七十五ペーセントが別居生活をしていて、父親は父親として当然行わねばならない子の出生届や母と婚姻を解消するに当たつての離婚手続とそれに伴う子の親権者の指定や養育費に関する取り決め等の法律上の手続き怠つて帰国してしまう例が多い。その結果、多くの混血児は国籍やその身分をめぐつて複雑かつ不安定な地位に置かれている。かような沖縄の混血児問題は、戦後三十余年にわたる米軍人の駐留と米軍基地の存続から惹起した問題で社会全体の人権上の問題であるばかりでなく人道的立場からも放置するわけにいかない。従つて、国の責任において解決すべき性質のものであると考える。

一 混血児の無国籍が生ずる法律上の原因はどうか。にあると考えているか示された。また、国はかような無国籍児の実態をどのように把握しているか示されたい。もし把握していないとすると早急に実態を調査すべきものと思うがどうか。

二 日本への帰化手続をする際の費用がかなりかかり母子家庭の多い混血児家族は困つてゐる者が多いと聞いている。そこで帰化手続費用を国が負担するか無償にする等の方策を考えるべきであると思うがどうか。

三 日本への帰化手続が複雑であると聞いている。そこでたとえば「子は十五歳から二十歳までの間に外国人父親の国籍が母親の日本国籍にするかを選択し、外国人父親の国籍が認められない場合は日本国籍が与えられる」等のように国籍法を改正し帰化手続を簡素化すべき必要があるものと考えるがどうか。

よつて以下質問する。

一について

帰化許可の申請については、国は、手数料を徴していないが、無国籍児の場合であつても帰化許可の申請をするには、帰化に必要な条件を備えていることを証する書類を提出することを要し、それらの書類を準備するのに若干の費用を要するとしても、そのような費用を国が負担することは、その性質上、相当でないと考えられる。

二について

東京都港区虎ノ門一丁目二番四号

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一について

日本人母と外国人父との間に出生した嫡出子

について無国籍が生ずるのは、各国の国籍法によつては、原則的に原因がある。

アメリカ合衆国移民及び国籍法第三百一条は項七号によれば、アメリカ合衆国国籍を有する父が一定の居住要件を欠くときに

子はアメリカ合衆国国籍を取得しないものと定められており、また、かかる子は、出生によつては当然には我が国の国籍を取得するものとはされていなければ、無国籍となる事態が生ずる。

なお、沖縄県内に在留する無国籍者で外国人登録を行つてゐる者は昭和五十三年十二月末日現在七十九名いる。

二について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一について

國籍法第六条第二号は、日本国民の子であつて、日本に住所を有するものについては、簡易に帰化許可ができるものとしており、また、その手続も簡易化されているので、國籍法の改正を考える。

三について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書

一について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における混血児の無国籍問題に関する質問に対する答弁書